

## 令和3年経済センサス-活動調査 製造業に関する集計確報について

1 経済産業省では、我が国の製造業の実態を明らかにすることを目的に「工業統計調査」を例年6月1日現在で実施していたが、令和3年については、令和3年6月1日に実施した「令和3年経済センサス-活動調査」（以下「令和3年活動調査」という。）（\*）における製造業調査票により、従来の「工業統計調査」と同様の事項について調査を行った。

（\*）「経済センサス-活動調査」は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的に、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務並びに国・地方公共団体に属する事業所を除くすべての事業所・企業を対象として実施している。

なお、「経済センサス-活動調査」は、平成24年2月1日に第1回、平成28年6月1日に第2回調査を実施し、「令和3年活動調査」は3回目となる。

2 本確報は、本県における製造業について「工業統計調査」と時系列比較を行うために、「令和3年活動調査」の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計された資料から本県独自に作成したものである。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、総務省及び経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査 産業横断的集計」（以下「産業横断的集計」という。）の製造業の結果とは異なっている。

3 本確報において、「令和3年活動調査」は、経理事項が令和2年1年間、経理事項以外の項目が令和3年6月1日現在の数値である。また、平成26年以前の数値は経理事項が表示年次1年間、経理事項以外の項目が表示年次の12月31日現在（平成23年は平成24年2月1日現在）、平成28年以降の数値は経理事項が表示年次前1年間、経理事項以外の項目が表示年次の6月1日現在の数値となる。

従業者数、付加価値額の項目は、「工業統計調査」の集計における定義に合わせた形で再集計している。

なお、「令和3年活動調査」は、個人経営分を含まない集計結果であり、前年の工業統計調査との対比には注意が必要である。

4 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計されている。

5 令和4年以降は「工業統計調査」に代わり、業種分類別に売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を対象に、「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」が実施される。

## 利 用 上 の 注 意

### 1 主な用語の説明

#### (1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

#### (2) 従業者

調査日（平成26年以前は表示年次の12月31日（平成23年は平成24年2月1日）、平成28年以降は表示年次の6月1日）現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

#### (3) 集計項目

①事業所数

②従業者数（上記「(2) 従業者」参照）

③現金給与総額

　　人件費（退職金を含む）及び人材派遣会社への支払額

④原材料使用額等

　　=原材料使用額 + 燃料使用額 + 電力使用額 + 委託生産費 + 製造等に関連する外注費  
　　+ 転売した商品の仕入額

⑤製造品出荷額等

　　=製造品出荷額 + 加工賃収入額 + 製造業以外の収入額

⑥付加価値額

　　=製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)  
　　+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)  
　　- (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額

⑦粗付加価値額

　　=製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

⑧有形固定資産投資総額（従業者30人以上）

　　=土地の取得額 + 有形固定資産（土地を除く）の取得額 + 建設仮勘定の年間増減

⑨生産額（従業者30人以上）

　　=製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)

　　+ (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額)

⑩品目別統計表

　　統計表のうち第15表の「品目別統計表」は、調査項目の「製造品出荷額、在庫額等（ア 品目別製造品出荷額、ウ 加工賃収入額、エ 製造業以外の収入額）」及び「事業別売上（収入）金額」を品目別に集計したものである。

なお、産出事業所数には、一つの事業所でも複数の品目を生産した場合、各品目に重複して計上される。したがって、事業所の主要な産出品目により産業分類して集計した他の統計表の事業所数とは異なる数値となっている。

(参考) 産業横断的集計と本確報の従業者数及び付加価値額の定義の違いは次のとおり。

#### 【産業横断的集計】

##### <従業者数>

従業者数 = 事業所に所属する従業者数

##### <付加価値額>

企業全体を回答する調査事項を用いて以下に示す付加価値額を算出して集計した。

$$\text{付加価値額} = \text{売上(収入)金額} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

$$\text{費用総額} = \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費}$$

ただし、売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額。

#### 【本確報】

##### <従業者数>

従業者数 = 産業横断的集計の従業者数 - 臨時雇用者

- 別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）

+ 別経営の事業所からきて働いている人（出向・派遣受入者）

##### <付加価値額>

事業所ごとに回答する調査事項を用いて以下に示す付加価値額を算出して集計した。

ただし、従業者29人以下の事業所については付加価値額に代わって以下に示す粗付加価値額で算出して集計している。

##### 付加価値額（従業者30人以上の事業所）

$$= \text{製造品出荷額等} (\text{※}) + \text{在庫増減額}$$

$$- \text{内国消費税額等} - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

※「製造品出荷額等」と「売上(収入)金額」は同一の概念であるが、工業統計調査との整合性の観点から、前者の表現を用いている。

$$\text{在庫増減額} = (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額})$$

$$+ (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$

$$\text{内国消費税額等} = \text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}$$

$$\text{原材料使用額等} = \text{原材料使用額} + \text{燃料使用額} + \text{電力使用額}$$

$$+ \text{委託生産費} + \text{製造等に関連する外注費}$$

$$+ \text{転売した商品の仕入額}$$

##### 粗付加価値額（従業者29人以下の事業所）

$$= \text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額等} - \text{原材料使用額等}$$

## 2 事業所の産業分類

事業所の産業分類にあたっては、調査期間における事業所の売上額、収入額又は出荷額等により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。

本確報の本文及び統計表における産業中分類の名称については、略称を用いており、正式名称は次のとおりである。

略 称	産 業 中 分 類(*)
09 食料品	食料品製造業
10 飲料・たばこ	飲料・たばこ・飼料製造業
11 繊 維	繊維工業
12 木 材	木材・木製品製造業（家具を除く）
13 家 具	家具・装備品製造業
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
15 印 刷	印刷・同関連業
16 化 学	化学工業
17 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業
18 プラスチック	プラスチック製品製造業
19 ゴム製品	ゴム製品製造業
20 なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業
21 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
22 鉄 鋼	鉄鋼業
23 非鉄金属	非鉄金属製造業
24 金属製品	金属製品製造業
25 はん用機械	はん用機械器具製造業
26 生産用機械	生産用機械器具製造業
27 業務用機械	業務用機械器具製造業
28 電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機器	電気機械器具製造業
30 情報通信	情報通信機械器具製造業
31 輸送機器	輸送用機械器具製造業
32 その他製品	その他の製造業

(\*) 1つの事業所が複数の中分類に属する製造品の出荷や貯蔵を行っている場合は、主な収入額によって産業分類を決定している。このため同一の事業所であっても、年によってそれぞれの出荷額・加工貯蔵額の変動により中分類の産業格付が相違することがある。

## 3 集計区分の説明

### (1) 規模層区分

小規模層	4人～ 29人
中規模層	30人～299人
大規模層	300人以上

## (2) 地区別区分

東部地区	別府市、杵築市、国東市、日出町、姫島村
中部地区	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南部地区	佐伯市
肥後地区	竹田市、肥後大野市
西部地区	日田市、九重町、玖珠町
北部地区	中津市、肥後高田市、宇佐市

## 4 統計表中の記号

「—（ハイフン）」・・・該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないもの

「 0.0 」・・・四捨五入のため単位未満

「 △ 」・・・マイナス

「 X 」・・・集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は併せて「X」とした。

## 5 その他

- (1) 単位未満の数字は四捨五入することを原則としたので、総数と内訳とが一致しない場合がある。
- (2) 表及び図中の増減率や構成比については、原数値から算出しているので、当該表中の数値により算出した値とは一致しない場合がある。
- (3) 表及び図中の構成比については小数点第1位までの表示であるため、内訳の合計が100.0%になるとは限らない。

## 6 内容についての問い合わせ先

本確報についての問い合わせは、下記にご連絡ください。

〒 870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県企画振興部統計調査課産業統計班（電話 097-506-2497）

関連する調査結果については下記ホームページからご覧になれます。

◆大分県の統計 <https://www.pref.oita.jp/site/toukei/>

◆令和3年経済センサス-活動調査（総務省）

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.html>

◆工業統計調査（経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>